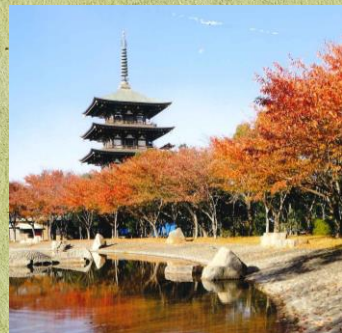


播磨町 緑の基本計画



ふるさとの“緑”をみんなの手で



平成 29 年 3 月
(改定)



写真は、「播磨町いいとこ写真」に住民の方々からお寄せ頂いた写真です。

1章. 計画の役割と期間

1. 計画改定の背景と目的	1
2. 「緑の基本計画」とは	1
3. 対象とする「緑」	1
4. 計画の目標年次	1
5. 計画の位置づけ	2

2章. 緑の状況

1. 播磨町の特徴	3
2. 播磨町をとりまく動向	5
3. 前計画の目標値と現況	6
4. 緑に関する住民意識	9
5. 協働による緑の取り組み	12

3章. 基本理念と目標

1. 緑の課題	15
2. 改定の視点	16
3. 基本理念	19
4. 緑のまちづくり将来像	20
5. 緑のまちづくりの目標	24

4章. 基本方針

1. 基本方針と施策体系	25
2. 実現への取り組み	27

5章. 計画推進に向けて

1. 推進体制	39
2. 点検と見直し	40

参考資料：

民有地の緑化推進に関する諸制度	41
-----------------	----



1. 計画改定の背景と目的

本町では、平成12年3月に「播磨町緑の基本計画」（以下、「前計画」）を策定し、「緑とふれあう・水とふれあう・人とふれあう緑のプラン」をキャッチフレーズに、行政内での計画推進や住民との協働による緑化推進を行ってきました。

しかし、前計画策定から15年以上が経過し、地球規模で進行する温暖化、都市特有の環境問題であるヒートアイランド現象の深刻化、これらを背景とした局地的集中豪雨に伴う都市型水害の発生といった、新たな環境問題への対応が求められていることや、多様な生きものが生息・生育する環境を保全・再生し、都市における生物多様性を保全していくことで、人々が身近に自然とふれあうことができるまちをつくることが重要な課題となってきました。

また、人口減少社会の到来、超高齢社会の進展等、社会情勢が大きく変化したことと、今後問題視される空家・空地の増加等の土地利用の変化へも対応を進めていかなければなりません。

さらに、「都市緑地法」や「都市公園法」の改正、「景観法（平成16年施行）」や「生物多様性基本法（平成20年施行）」が新たに制定されたことや、「第4次播磨町総合計画（平成23年3月）」や、「播磨町都市計画マスタープラン（平成24年4月）」の改定があったことから、上記計画との整合を再度行っていく必要があります。

そこで、緑が持っている「都市環境維持・

改善、防災、景観形成、健康・レクリエーション」機能を活かしながら、地球温暖化およびヒートアイランド現象による気温上昇の抑制、多様な生きものの生息・生育環境の保全・再生等の充実を図った「播磨町緑の基本計画」の改定を行うものです。

2. 「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。

「緑」の現状や「緑」に対する多様なニーズを踏まえ、道路や河川等の公共空間の緑化、学校等の公共公益施設の緑化、民有地の緑化や緑地の保全、さらには緑化意識の普及啓発等のソフト面の施策も含めた、緑に関する総合的な計画です。

3. 対象とする「緑」

本計画の対象とする「緑」は、公共用地、民間用地に関わらず、樹林地や樹木、芝生、草花等で覆われた土地と、農地、公園、河川・ため池の水辺空間等の都市におけるオープンスペースを広く含むものとします。

4. 計画の目標年次

計画の目標年次は、前計画の計画対象期間（平成12年～平成30年）を踏まえ、概ね20年後の平成50年とします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの計画である『第4次播磨町総合計画』や『播磨町都市計画マスタープラン』を上位計画とするとともに、各種法制度、兵庫県のまちづくりや都市計画等の計画を踏まえ策定したものです。

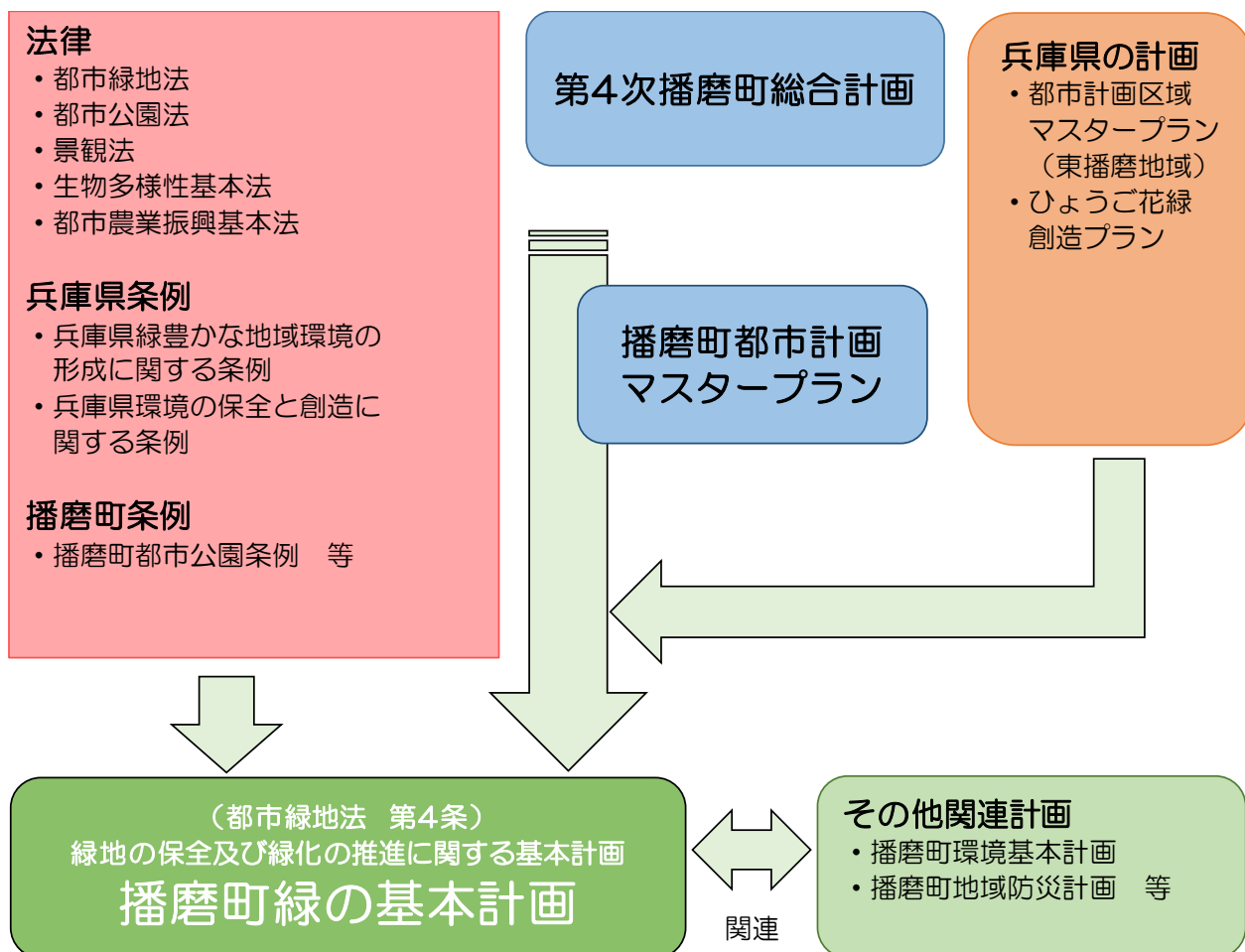


図1-1 計画の位置づけ



1. 播磨町の特徴

(1) 社会

本町は、兵庫県南部中央に位置し、南は播磨灘、東は明石市に、西と北は加古川市に接しています。町面積は9.13km²と、県内市町のうち最小で、そのうち約3割は播磨灘を埋め立てた人工島が占めています。

本町は、大中遺跡の存在に見られるように弥生時代から播磨で有力な「むら」で、播磨国風土記に阿閑村として記され、奈良時代は住吉大社の神領地となり、江戸時代に沿岸は、古宮千軒と言われるにぎわいを見せ、海上輸送や漁業が行われてきました。昭和37年の町制施行時に播磨町となり現在に至り、合併を経験していない自治体です。

本町の人口は、33,755人（平成27年国勢調査速報値）、高齢化率は25.5%（平成28年4月30日現在、住民基本台帳）です。交通の便の良さから昭和50年代以降、ベッドタウンとして急速な宅地開発が進みましたが、

平成12年の33,766人をピークに横ばい傾向となっています。

住宅地と工業地の共存する本町は、播磨臨海工業地帯の中核を担い、産業の大半を、人工島の一般機械器具等製造業が占めています。また、播磨灘は全国有数の海苔産地ですが、藻場は、埋め立てにより大幅に減少しつつあります。米作も行われていますが、農家数も、73戸（平成12年）から36戸（平成22年）へ半減しており、経営農地は78.32ha（平成12年）から16.55ha（平成22年）へと大きく減少しています（播磨町統計書2015年版）。

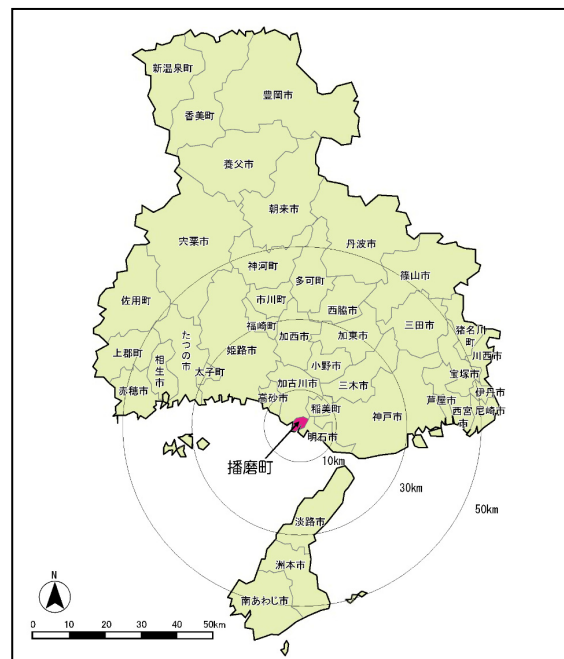


図2-1 位置図

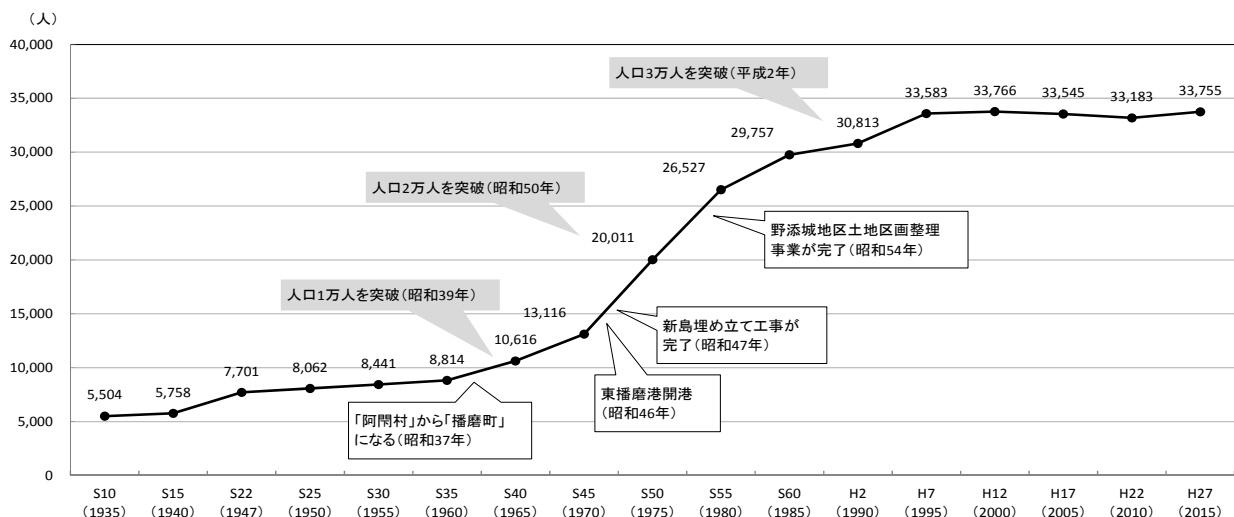


図2-2 人口推移（資料：国勢調査）

(2) 自然

本町の地形は、概ね平坦な平野部からなり、町の中心部を喜瀬川が貫流しています。年間降水量は 1,200 mm前後と少なく、保水力の乏しい砂礫質の土壌のため、町域内には多数のため池がつくられました。その後市街化の進展とともに、多くのため池が学校や公園、宅地に埋め立て転用され、現在 12 のため池が残されています。

本町の自然としては、兵庫県版レッドリストおよび環境省 自然環境保全基礎調査等に挙げられる貴重な自然（貴重動植物、巨樹巨木林、自然景観等）は数少なく、ヒクイナ、コアジサシ、セイタカシギ等の水鳥9種（兵庫県版レッドリスト Cランク以上）と昆虫類のウマノオバチ 1種（兵庫県版レッドリスト Cランク以上）、植物では、ナガバノウナギツカミ（兵庫版レッドリスト Bランク）、オニバス（日本版RDB絶滅危惧Ⅱ類、狐狸ヶ池）、クスノキ（町指定天然記念物2件）のみとなっています。

本町では、山等の「森」を持たないため、「河川」をはじめ「ため池」「水田」「海」等の、「水」

が環境の基盤をなしています。一方で、喜瀬川の適正な流量の確保や播磨灘の栄養塩*の循環バランス確保等の広域的な課題も抱えています。

*栄養塩:生物が生息・生育するために必要な塩類



図2-3 水に関わる環境資源

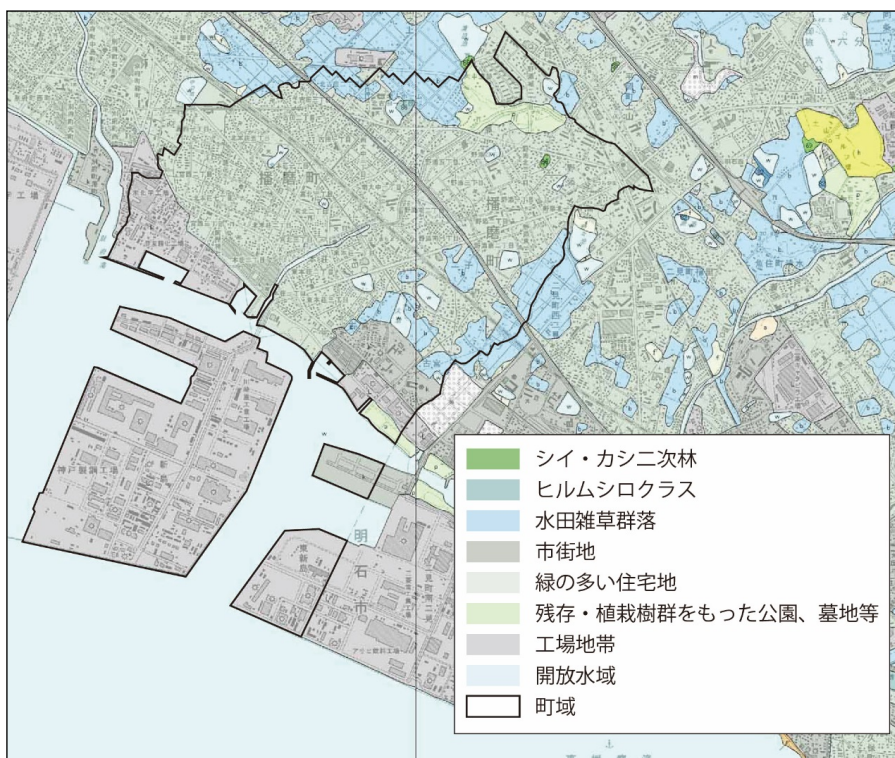


図2-4 植生図

(資料:環境省生物多様性情報システム HP 自然環境保全基礎調査(2004年空中写真、2010年作成植生図))

2. 播磨町をとりまく動向

(1) 国の動き

①都市公園

近年の都市をとりまく社会状況の変化を踏まえ、国では「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を設置し、平成 27 年 10 月に、これからの緑とオープンスペース政策について、中間とりまとめが行われました。

中間とりまとめでは、都市インフラも一定程度整備されたステージでは、「ストック効果をより高める」「民間との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視し、都市公園のあり方として、「1）新たな時代の都市を支える緑とオープンスペースの戦略的な確保・活用」、「2）まちの個性、市民の力を引き出すための都市公園の多機能性の発揮」、「3）幅広い主体との協働により質を向上させていく仕組みの構築」の3つの考え方が示されました。

②都市農業

近年の宅地需要の沈静化による農地転用の必要性の低下、農地の環境や景観に果たす役割の期待等を背景に、国では、「都市農業振興基本法」を、平成 27 年 4 月に制定し、この法律に基づき、翌平成 28 年 5 月に、「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。

同計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」とすることが明確にされました。この考え方のもと、「都市農業の多様な機能の発揮」を中心的な政策課題に据え、今後の都市農業の振興に関する施策の考え方が示されました。

(2) 兵庫県等広域の動き

①ため池

従来、ため池に求められてきた農業用水の確保に加え、適正管理の徹底による災害防止と、豪雨時の雨水貯留や憩いの場、環境学習等多面的機能の発揮促進を狙いとして、兵庫県では、「ため池の保全に関する条例」（昭和 26 年施

行）を、「ため池の保全等に関する条例」（平成 27 年 4 月施行）として改正しました。

②広域連携

平成 11 年以來の‘平成の大合併’は平成 22 年に幕を引き、新たな広域行政を進めるものとして、地方自治法の一部が改正され、連携協約制度が平成 26 年に創設されました。

これを受け、姫路市を中枢市に、本町を含む、8市8町で播磨圏域連携中枢都市圏を形成しました。この広域連携により、「はりまグランドツーリズム」の展開や生活関連機能サービスの向上、「はりま・ものづくり力」の強化等をめざしています。

(3) コミュニティの動き

①生涯スポーツ・コミュニティ

生涯スポーツ社会の実現に向け、文科省により平成 7 年から推進されてきた総合型地域スポーツクラブ制度は、兵庫県では、小学校区を基本単位に「スポーツクラブ 21 ひょうご」事業として、平成 12 年度より育成補助事業が開始されました。これを受け、本町では町全域を対象に「スポーツクラブ 21 はりま」が平成 12 年 10 月に設立され、平成 16 年には NPO 法人化し、町立の体育施設の指定管理者として、施設管理や各種スポーツ教室やイベント等の運営事業を行っています。

②ため池・コミュニティ

東播磨地域の、ため池を核とした地域づくりをめざす「いなみ野ため池ミュージアム運営協議会」が平成 19 年に発足し、本町では協議会構成員として北池、大池、妹池の3つのため池コミュニティが参画しています。

③校区・コミュニティ

兵庫県による、コミュニティの再生支援事業「県民交流広場事業」をきっかけに、小学校区を枠組みに住民主体のまちづくり活動がはじまり、本町では、播磨、旧播磨北等5つの校区で活動が進められています。また蓮池小学校 P T A による「灯足るの会」や県立東はりま特別支援学校の地域連携交流施設を拠点とした「はりまデザインラボ」等の住民活動が進んでいます。

3. 前計画の目標値と現況

目標年次を平成 30 年とする、前計画の策定から 15 年（平成 12 年度～平成 27 年度）を経過した、現在の進捗状況は以下の通りです。

（1）緑被の状況

本町の、町全域（都市計画区域）に対し、樹木・樹林地および草地、農地、水面によって被われる割合、緑被率は 23.8%^{*1}です。このうち、樹木・樹林地による緑被率は 8.6% となっています。

前計画で目標として掲げた、樹木・樹林地による緑被率の目標値「一人一本の植栽で、緑の量の 2 倍増」（高木植栽により平成 10 年時点の樹木・樹林地による緑被率 3.9%を 2 倍へ）を達成しています^{*2}。ただし、前回調査に比べ調査精度が上がっており、単純比較はできず、一方、住民アンケート調査では、最近 15 年間で緑の量はあまり変化していないと感じられている結果が得られており、必ずしも目標を達成したとは言いがたい面があります。

（2）緑地の状況

『緑地』とは、風致地区や生産緑地等の法令等による『地域性緑地』と、「都市公園」および河川や学校等の「公共施設緑地」、ため池や寺社境内等の「民間施設緑地」からなる『施設緑地』を合わせたものです。

本町では、『地域性緑地』の指定はなく、都

市公園等の『施設緑地』の総面積は 87.87ha で、町全域の 9.6%を占め、住民一人当たりでは 25.32 m²/人になります（平成 27 年現在）。

また「都市公園」の整備面積は、前計画策定時の 23.92ha から 35.61ha へ、整備数は 33 箇所から 37 箇所へ増加しました。

前計画で目標として掲げた、都市計画区域に対する、河川、ため池等を含めた『緑地』面積割合の目標量 10.2%は、現況 9.6%で概ね目標を達成しつつあります。

住民一人当たりの都市公園等^{*3}の面積は、現況は 19.85 m²/人と、前計画目標量 18.21 m²/人を超えています。

しかし住民一人当たりの「都市公園」面積は、平成 27 年 3 月現在 10.26 m²/人であり、目標 12.91 m²/人に到達していません。

なお、市街化区域に対する住民一人当たり「都市公園」面積は、現況 10.35 m²/人です。全国水準と照らし合わせてみると（国交省、平成 26 年 3 月現在）、人口 10 万人未満規模都市では 9.94 m²/人であり、本町は概ね全国水準に達し、緑の量的な確保を一定規模整えた段階と言えます。

表 2-1 前計画目標値の達成状況

指標		前計画時の状況 (平成 10 年)	目標値 (平成 30 年)	現況	成果
樹木・樹林地による 緑被率		3.9%	7.8%	8.6%	+4.7%
都市計画区域に対する 緑地面積の目標量		8.7%	10.2%	9.6%	+0.9%
一人当たりの 緑地の目標量	都市公園	6.81 m ² /人	12.91 m ² /人	10.26 m ² /人	+3.45 m ² /人
	都市公園等 (施設緑地)	16.65 m ² /人	18.21 m ² /人	19.85 m ² /人	+3.20 m ² /人

※1:平成 25 年 8 月の衛星写真データを用いて解析。

※2:平成 10 年の前調査の町全域緑被率は 18.5%。ただし前調査は、航空写真からの手作業による抽出のため、民地の緑地等が十分に抽出できておらず、今回調査と単純には比較できない。

※3:「都市公園等」とは、都市公園面積と公共施設緑地面積を集計したものです。

表2-2 緑地の分類と面積

区分			平成 10 年						平成 27 年					
			市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域		
			箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
施設緑地	都市公園	住区公園	22	4.45	1.30	22	4.45	1.27	24	5.61	1.63	24	5.61	1.62
		基幹公園	2	1.64	0.48	3	3.14	0.89	4	4.91	1.43	4	4.91	1.41
		近隣公園	2	1.64	0.48	3	3.14	0.89	4	4.91	1.43	4	4.91	1.41
		地区公園	3	12.04	3.52	3	12.04	3.43	4	20.81	6.05	4	20.81	6.00
		緩衝緑地	1	1.06	0.31	1	1.06	0.30	1	1.36	0.40	1	1.36	0.39
		等緑地	2	1.74	0.51	2	1.74	0.50	2	1.76	0.51	2	1.76	0.51
	緑道	2	1.49	0.44	2	1.49	0.42	2	1.16	0.34	2	1.16	0.33	
	小計	32	22.42	6.56	33	23.92	6.81	37	35.61	10.35	37	35.61	10.26	
	都市公園以外	公共施設緑地	-	28.33	8.28	-	34.53	9.84	-	29.37	8.54	-	33.28	9.59
		都市公園等(小計)	-	50.75	14.83	-	58.45	16.65	-	64.98	18.89	-	68.89	19.85
民間施設緑地		27	16.70	4.88	31	21.48	6.12	27	16.70	4.85	31	21.48	6.19	
小計	27	45.03	13.17	31	56.01	15.96	27	46.07	13.39	31	54.76	15.78		
「都市公園」と「都市公園以外」の重複		0	0	-	0	0	-	3	2.50	-	3	2.50	-	
施設緑地合計		59	67.45	19.72	64	79.93	22.77	64	79.18	23.02	68	87.87	25.32	
地域性緑地		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
緑地総計		59	67.45	19.72	64	79.93	22.77	64	79.18	23.02	68	87.87	25.32	

※平成 10 年人口 市街化区域:34,200 人、都市計画区域:35,100 人

※平成 27 年人口 市街化区域:34,400 人、都市計画区域:34,700 人(都市計画現況調査より 平成 27 年 3 月 31 日現在)

※平成 27 年緑地面積 平成 27 年 3 月 31 日現在

※公共施設緑地は、河川、街路樹、学校(小、中、高校)、都市公園以外の公園・緑地(開発行為による帰属公園、その他の緑地)を抽出。河川や学校、都市公園以外の公園・緑地は大部分が自然地のオープンスペースであることから、それぞれの敷地面積を緑地面積として集計。街路樹については、今回の調査では道路面積の 10%を緑地と想定して集計。

※民間施設緑地は、ため池、緑地(樹林、芝、草等)のある神社、寺院を抽出。これらの緑地面積は、大部分が自然地のオープンスペースであることから、それぞれの敷地面積を緑地面積として集計。



図2-5 緑地の分布

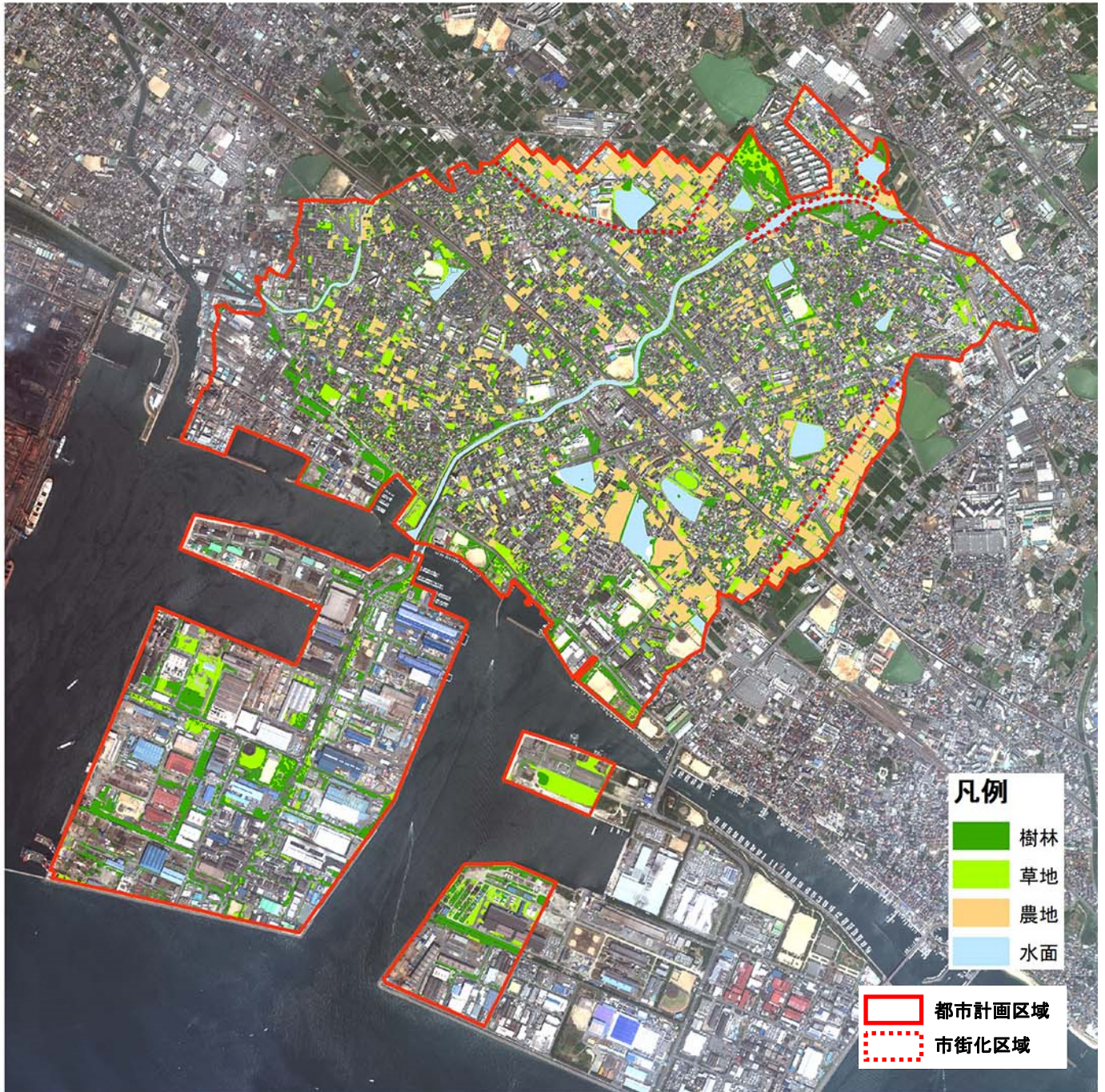


図2-6 緑被状況 (©Digital Globe,Inc.All Rights Reserved)

*緑被状況は、平成25年8月の衛星写真データを用いて、NDVI値により抽出しています。

*NDVI値とは、代表的な植生指標の一つです。植物による光の反射の特徴を生かし衛星データ等を使って簡易な計算式で植生の状況を把握することを目的として考案された指標で、植物の量や活力を表しています。

表2-3 緑被の割合（緑被面積/町面積）

区分	樹木・樹林地	草地	農地	水面	合計
市街化区域	8.3%	5.0%	5.0%	2.1%	20.4%
市街化調整区域	0.2%	0.4%	2.0%	0.7%	3.3%
合計	8.6%	5.4%	7.0%	2.8%	23.8%

注：端数処理の関係から、合計が一致しないものもあります。

4. 緑に関する住民意識

「緑の基本計画」の改定に際して行った、緑に関する住民の意識調査の結果は次の通りです。

(1) 緑の評価

① 緑の量

播磨町全体の緑の量に対する評価は、約 5 割の人が「普通」と答えています。

コミュニティセンター区ごとに比較すると、野添コミュニティセンター区と東部コミュニティセンター区の人が他と比べて、「多い」と答える人の割合が高くなっています。

② 緑の満足度

緑の満足度（緑の量および緑の美しさや季節感等質的側面）については、約 4 割が「普通」と回答し、「満足」「満足していない」ともに約 3 割となり、評価が分かれる形となりました。

これはコミュニティセンター区ごとに比較しても、顕著な違いは見られませんでした。

③ 緑量の変化

ここ 15 年くらいの緑量の変化については、約 5 割の人が「あまり変化がない」と答えています。

コミュニティセンター区ごとに比較しても大きな違いは見られませんでした。

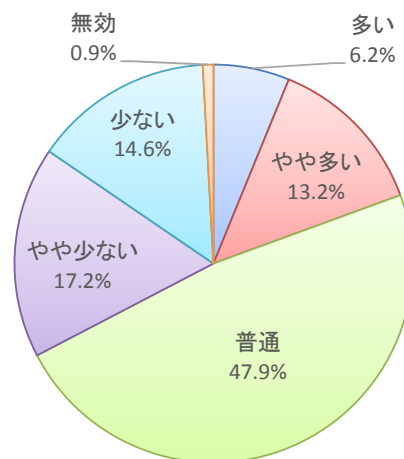


図 2-7 播磨町全体の緑の量

注：端数処理の関係から、合計が 100%にならないものもあります（以下同じ）。

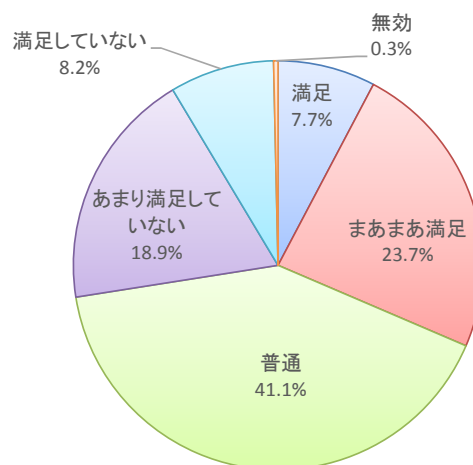


図 2-8 播磨町全体の緑の満足度

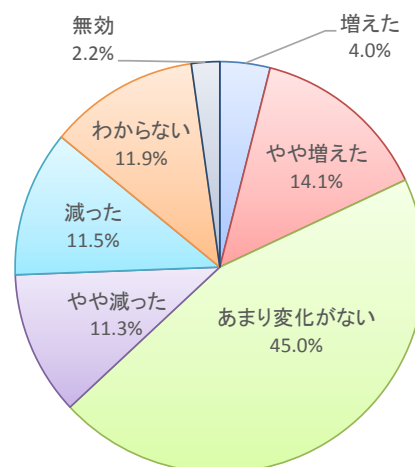


図 2-9 ここ 15 年くらいの緑量の変化

(2) 公園の評価

①公園の数

公園の数については、約7割の人が「今のままで良い」と回答していますが、小学生以下の子どもがいる人だけで集計すると、「もっと公園が必要」とする回答が多くなります(約4割)。60歳以上では、全体と同様の傾向です。コミュニティセンター区ごとに見ると、「東部コミュニティセンター区」では、「もっと公園が必要」とする人が3割を超え、ほかの区に比べやや高い結果となっています。

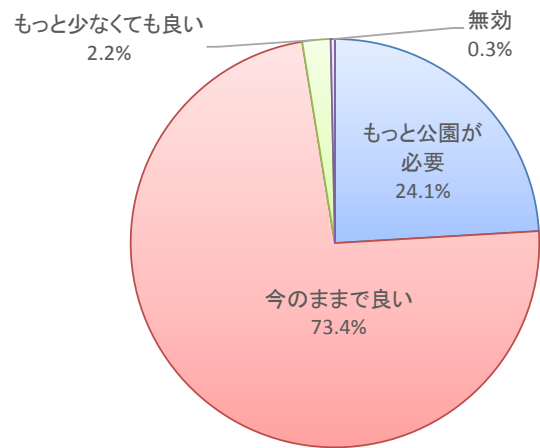


図 2-11 公園の数の充足(全体)

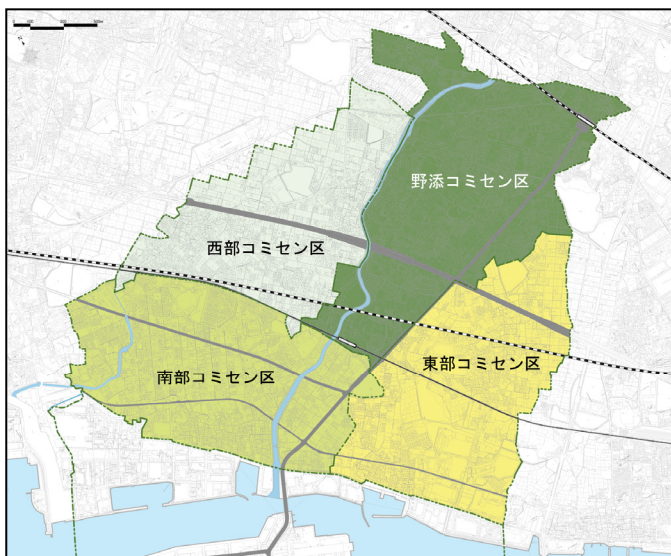


図 2-10 コミュニティセンター区分

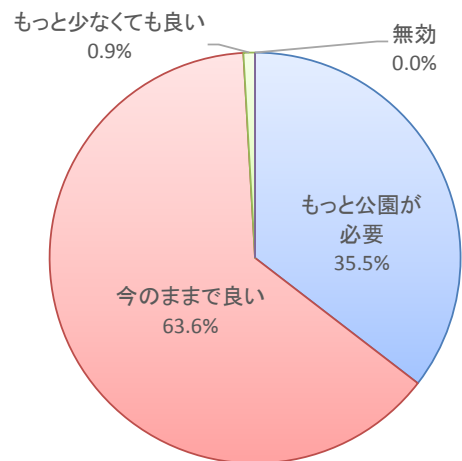


図 2-12 公園の数の充足
(小学生以下の子どもがいる人)

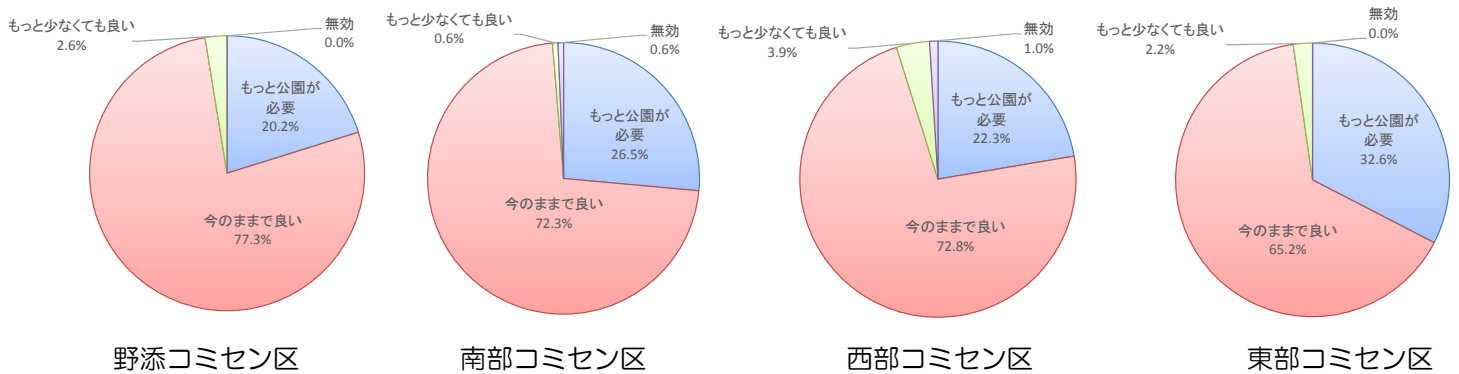


図 2-13 公園の数の充足(コミュニティセンター区別)

②公園の必要性

「もっと公園が必要」と答えた人に、どのような公園が必要かを尋ねたところ、「歩いていける身近な小公園」「休日に自転車や車などで行く大きな公園」「どちらも必要」と答えた人がそれぞれ約4割、約2割、約4割となり、身近な公園から大きな公園まで希望されています。

一方、公園が「もっと少なくとも良い」と答えた人にその理由を聞いたところ、約4割の人が「防犯上の不安があるから」と答えています。

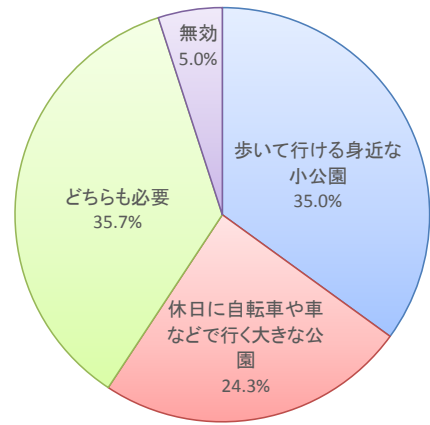


図 2-14 求められている公園

(3) 住民の緑への関わり状況

緑を守り、増やすために現在実施している「緑のまちづくり」の活動について尋ねたところ、約6割の人が「庭やベランダで花や樹木を育てる」を回答しています。次いで3割の人が「家庭菜園をつくる」と回答しています。

社会的な緑の活動としては、「身近な公園・道路・河川などの除草清掃活動を行う」が2割におよびますが、「緑化イベントなどに参加する」「学校や公民館、歩道などで花や樹木を育てる」「地域住民同士で緑化や緑の保全に関するルールをつくる」などは低い傾向です(ともに1割以下)。

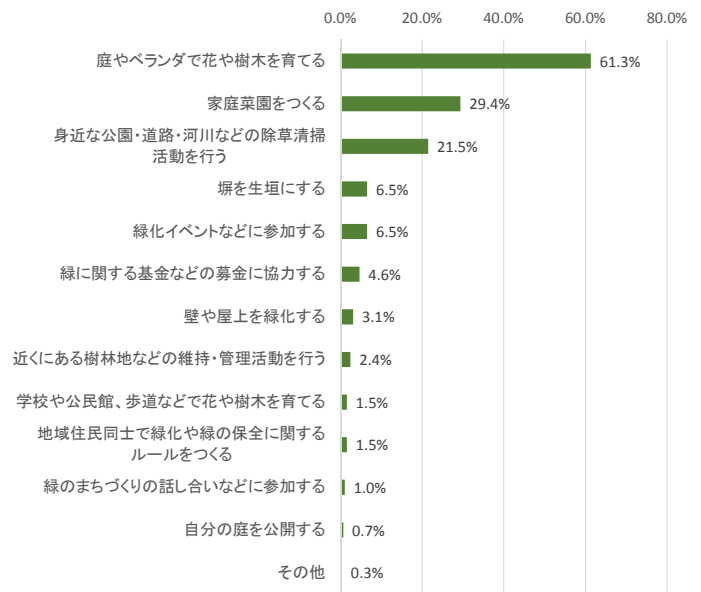


図 2-15 緑のまちづくり活動の状況

(4) 行政に期待する施策

緑を守り増やすために、どのような施策を進めるべきかを尋ねたところ、「道路や学校などの公共空間の緑化、公園の整備」が最も多く約7割に達します。以下、緑のネットワーク4割、既存緑地のリニューアル、開発等における基準・仕組みづくり、普及啓発(ともに3割)と続きます。

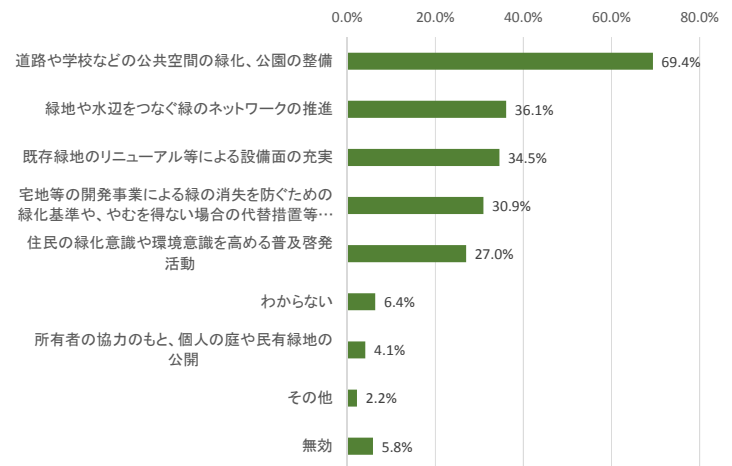


図 2-16 行政に期待する施策

5. 協働による緑の取り組み

(1) 緑に関わる住民活動

本町では、公園の整備や道路等の公共施設の緑化等、公共事業による緑化事業のほか、下表のような住民による緑の取り組みが行われています。

表2-4 緑に関わる住民活動

類型	名称	概要
まちなみ緑化活動	花いっぱい運動	・花と緑の協会が、公共施設、学校施設に花苗を配布
	花でつなぐプロジェクト	・プランターおよび県立東はりま特別支援学校の生徒たちが育てた花苗の配布および活動ボランティアの募集等、地域を巻き込みながら、花緑を広げる活動を実施 ・平成27年は、町内の学校、公共施設、公園、銀行等11箇所170鉢を配布 ・「地域連携交流施設」を拠点に活動する地域住民団体「はりまデザインラボ」が主催で、平成22年から実施
	手づくりプランター教室	・「はりまデザインラボ」主催により、新聞紙とセメントを使った植木鉢作りの教室「夏休みものづくり教室 魔法の鉢作り編」を開催
公園活用	公園の自治会管理	・一部の公園について、除草・清掃等を地元自治会に委託
	コミュニティ花壇	・野添であい公園で提供されているコミュニティ花壇への家族やグループでの参画 平成16年から実施
環境保全活動	播磨町ため池協議会連絡会	・平成17年設立 町内の3つのため池協議会（北池、大池、妹池）の連絡会
	かがやきの北池コミュニティ	・二子水利組合と北池周辺の4自治会（北池・二子北・播磨苑・新野添）により、平成15年6月に設立 ・北池を地域の架け橋として、自然と地域の調和を図ることを目的に、魚のつかみどり大会、バードウォッチング、花壇の管理、水質調査等を実施
	妹池コミュニティ	・古田水利組合と妹池周辺の自治会（古田東、古田西、古田北）により、平成17年7月に設立 ・ため池ライトトープを平成17年に大中狐狸ヶ池の会と合同開催
	新井大池ため池協議会	・古宮水利組合と大池周辺の自治会（古宮連合、二子自治会）により、平成23年7月に設立 ・クリーンキャンペーン活動
	喜瀬川でじゃことり	・「はりまデザインラボ」および「ふれあいエコアップ塾」の共催で、平成20年より開始 ・魚とりを通じた環境教育、清掃活動、ホタルや水害についての環境教育等を実施
	喜瀬川清掃	・自治会連合会により、年1回（7月第1日曜日）、喜瀬川の清掃活動を実施
	ホタルの育成	・蓮池小学校PTA「灯足るの会」により、子どもの環境保全意識向上や世代間交流のために、学校内のビオトープでホタル鑑賞会を開催

(2) 住民活動への支援

① 播磨町による活動支援

本町では、住民による緑の取り組みに対し、下表のような活動支援を行っています。

表2-5 播磨町による住民緑化活動支援

類型	名称	概要
緑化活動支援	花と緑で飾るまちづくり補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・町有地の緑化活動への助成制度 ・3名以上の住民団体が、町が提供可能な公共用地に5㎡以上の花壇を設け、花や木を植付け、1年を通じた計画的な植栽管理を行うときに補助金を交付 ・平成18年から実施
	生け垣づくり補助金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・公道接道部の緑化助成制度 ・住民が道路に接した2m以上の敷地に生け垣を設置する場合、要した費用の一部を補助 ・昭和57年から実施
普及啓発・顕彰	緑化イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・野添北公園において、参加者先着順に花苗の配布、緑の相談所、緑化募金、野菜市、模擬店、野点等を開催 ・平成10年から実施
	喜瀬川水生生物観察会	<ul style="list-style-type: none"> ・喜瀬川に親しみ、ふれあう機会として、町すこやか環境グループが図書館と共催し、環境講座の一つとして実施 ・平成元年度から実施

② 兵庫県等広域による活動支援

兵庫県や播磨圏域連携中枢都市圏では、住民の緑の取り組みに対し、下表のような活動支援事業が行われ、一部事業は町が住民への周知や啓発を行っています。

表2-6 広域による県民緑化活動支援

類型	名称	概要
緑化活動支援 (緑化資材・人材支援)	県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県民による植樹や芝生化等の緑化活動に対して緑化資材費、施工費への補助 対象となる事業は以下の通り ○一般緑化(都市計画区域内の30㎡以上の公共用地での住民団体による活動 個人・法人の場合は、市街化区域内で、外部から視認もしくは一般利用が可能な場所での活動) ○駐車場、校庭、ひろばの芝生化 ○建築物の屋上緑化・壁面緑化
	ひょうごアドプト	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理の道路、河川、海岸等における、清掃美化等の活動団体への保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給等助成
	緑化資材提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化活動グループに一年草と多年草類をセットした花苗、苗木、肥料等を無償で提供し、持続型花壇への転換と団体活動の継続を支援
	花のあるまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル路線の民有地において、住民団体等にプランター緑化資材を提供(新規プランターの設置は平成11年度以降休止中)
	花緑いっぱい運動推進員設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における花緑活動のリーダー(ボランティア)として実践活動や人材育成に取り組む人に「花緑いっぱい運動推進員」を委嘱
	のじぎくの里づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・市町と一体となり、兵庫県花「のじぎく」の復活をめざし、住民団体等にのじぎくの苗を配布
	緑のパトロール隊	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を巡回し、住民団体等に花と緑の育て方や管理方法の指導・助言を行うとともに、民間と公的機関の接点に立って、住民団体等に専門的な指導・助言を実施
普及啓発・顕彰	ひょうごガーデンマイスター認定制度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観向上に資する花と緑の活動や景観園芸の振興に取り組んでこられた人に感謝の意を示すとともに、地域住民への指導・助言や後進の育成等一層の活動を行ってもらうことを目的として、平成17年度に創設した制度で、兵庫県知事が認定(平成21年度をもって新規認定を終了)
	ガーデンコンペひょうご	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)兵庫県園芸・公園協会主催 平成21年から実施(ガーデン部門、写真部門)
	緑のカーテンコンテスト	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路市では、平成21年から緑のカーテンの普及を図るためコンテストを実施 平成28年からは播磨圏域連携中枢都市圏の8市8町とともに実施



3章:基本理念と目標



喜瀬川

1. 緑の課題

本町では、野添北公園や大中遺跡公園などの北部の緑地、浜田公園や望海公園などの南部の緑地の整備、都市環境軸となる喜瀬川の環境整備、中心核である土山駅と播磨町駅の整備、東西交通を補完する浜幹線の全線開通等、都市骨格が概ね整った段階にあります。しかし骨格の内部を見ると、農地は減少しつつあり、空間的にゆとりの少ない住宅地が見られるところもあります。

人口減少社会にあって、住み続けたいくなるまちとして、いかに都市環境を成熟化していくか、そのためには市街地農地とため池や河川等の水のネットワークを、まちに残された環境財*として保全活用し、ゆとりと潤いのある住み続けたいくなる住環境へ転換していくことが求められています。

*環境財:環境が持つ資質を財産として捉えることを言います。



狐狸ヶ池



市街地農地

<緑の主要課題>

1. 本町の環境を支えている「公園緑地」や「農地」、喜瀬川やため池等「水のネットワーク」をまちの環境財としてどのように都市環境の成熟化に繋げるか。
2. 都市骨格が形成された今、どのように住環境にゆとりと潤いを持たせ、住み続けたいくなるまちを築けるか。

2. 改定の視点

(1) 計画のあり方

①「住民」目線の計画・「住民」の力を生かす計画

－住民が実感でき、住民とともに検証できる目標と達成への取り組み

前計画では、一人当たりの公園面積、まちに占める緑地面積の割合、住民一人一本の植栽による緑被率の倍増を目標として掲げ、概ねその目標に達しました。しかし住民が実感し検証できる目標であったか、実現に向けともに歩める手立てを十分に講じられたか、といった課題も残ります。

喜瀬川で住民とともにやっている生物による水質判定のように、緑による環境まちづくり計画である本計画においても、住民が実感し、住民とともに検証できる目標設定や、目標を住民と共有し、達成に向けて取り組むことが必要です。



喜瀬川での生物調査

(2) 計画の方向性

①量から質へ

－住民、事業者等多様な主体との協働により都市格を高める緑の形成

本町の施設緑地は、都市公園法に定める標準規模を満たし、量的には一定の整備を終えた段階と言えます。さらに一歩進め、都市格*を高める緑とするためには、'20年後に誇れる緑（愛される緑）をつくる' ことや、都市への誇りとともに当事者意識を生み出す拠り所になる緑を形成することが、都市格を高める手立ての一つとなります。

人口減少社会の中、量から質へ、'つくる' から '高める' へ、緑地ストックの適切な維持管理とともに、都市への誇りと住民意識の醸成を図る緑として、その質を高めていく時にあります。



愛される緑（であいのみち）

*都市格:都市における地位や位置づけを意味します。

②ストック効果を高める

－「公園緑地」、「ため池」、「農地」を都市環境財として活用する

本町には、公園緑地をはじめ河川、海といった公共の環境財のほか、農地やため池、それらを結ぶ水のネットワークといった都市環境財を有しています。今後、公共環境財の適正な維持管理とともに、農地やため池等の、民有の都市環境財の保全活用を進めていくことが必要です。



歴史を感じさせる緑（住吉神社）

(公園緑地)

本町では、野添であい公園（街区）、野添北公園（近隣）、石ヶ池公園（近隣）にパークセンターが整備されており、茶室等の交流の場や、子育ての場としても機能しています。また、ウォーキングコースとしての活用や、火気厳禁が多い中、バーベキューサイトも整備され、幅広い利用形態を展開しています。本町には広域公園等はありませんが、身近な公園がこうしたニーズを受け止めており、本町の強みの一つとなっています。

「つくる」から「つかう」へ、公園緑地を地域住民の庭として、今後一層、子どもから高齢者まで多様なニーズを受け止める空間となるように、適正な維持管理とともに、ストックをより一層活用するよう、公園マネジメントを重視していくことが必要となっています。

人口減少・少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿社会の実現等を推進するため、地域のニーズを踏まえた新たな利活用に対応した、効率的・効果的な整備・再編を図る必要があります。時代に合わなくなった施設を、新しいニーズの施設へと再整備していくことが求められています。

(ため池)

前計画では、喜瀬川の整備を重点施策として進め、喜瀬川は町の中心軸として魅力的な水辺空間が形成されました。一方、本町は、‘河川’のほか、‘ため池’や‘海’の豊かな水辺を有することが強みで、これまでため池に対し一定の公園化を図ってきました（石ヶ池公園、大中遺跡公園（狐狸ヶ池）、蓮池公園）。

今般の、ため池の多面的機能発揮を狙いとする県条例（ため池の保全等に関する条例）の改正を契機に、景観資源、憩いの場、環境学習の場、生物多様性を育む場等、地域に残された都市環境財として、ため池活用の検討を進めることが求められています。



石ヶ池公園



石ヶ池公園パークセンター内



石ヶ池

(農地)

本町は、北部と南部に比較的規模の大きな公園緑地を有し、東西には、市街化調整区域として農地が広がっています。さらに中心部は喜瀬川の河川軸が通り、本町の緑の骨格を形成しています。また、宅地化が進む本町にあって、市街地農地が都市のゆとりを支える環境財として機能しています。

本計画では、東播磨地域都市計画マスタープランを受け、消費地に近い食料生産や防災、景観、環境等、多様な都市環境を向上させる多面的機能を有するものとして農地を評価し、農地の保全活用の仕組みづくりを進める必要があります。

③住環境の高質化

本町の住宅は、駐車場を2台程度確保すると生け垣等植栽スペースがほとんど取れない敷地が多く見られます。一方、高度経済成長期の住宅地は、子どもの巣立ちによって、子どもを通じて形成されていた地域の繋がりが希薄化し、今後、高齢化とコミュニティの弱体化等が問題となる可能性があります。住み続けたいという愛着を醸成する、美しいまちなみ、ゆとりある住環境づくりが必要となっています。

市街化の進展が落ち着いた今、緑化重点地区や緑化地域制度の導入等、個々の住宅の緑を増やす手立ての検討を進めるとともに、淡路花博以後、緑が交流の一つのツールとなる文化が醸成されてきたことを活かし、市街地農地やため池、公園等を、水・緑が存する空間として保全するだけでなく、子育て期の公園デビューからリタイア期のコミュニティ・デビューまでを支える空間（コミュニティガーデン等）として、更なる活用が求められています。



市街地農地



開発により整備された住宅地

3. 基本理念

前計画は、住宅地の間に残る田や畑、古くから農業を支えてきたため池、近くの神社や境内の緑地、ゆるやかに流れる河川、家を縁取る生け垣等の身近な「緑」と本町の大きな財産である「海」を大切に、活用し、共生しながら、官民が一体となって緑のまちづくりを進めることを基本理念として進められてきました。

その結果、一部、目標は達成されなかったものの、公園緑地をはじめとした緑のストックは、一定程度確保されてきたものと考えられます。

日本全体が少子高齢化の時代を迎え、社会が成熟化し、住民の価値観も多様化する中、

本町の緑のまちづくりも、量から質へ、培われてきたストックの活用といった観点が重要になっています。また、これまで以上に、住民目線の計画、民間の力を活かす計画が求められつつあります。

前計画の基本理念は、10年以上前に設定されたものですが、本町の身近な緑を使って、より高質な環境を官民が一体となって創造していくという精神が謳われたものであり、まさにこれからの時代の緑のまちづくりに必要な考え方です。そこで、本計画の改定にあたっては、前計画の基本理念の意味するところを改めて見つめ直し、この考え方を踏襲することとします。



4. 緑のまちづくり将来像

本町の緑のまちづくりにあたり、緑の機能という視点から検討を行いました。

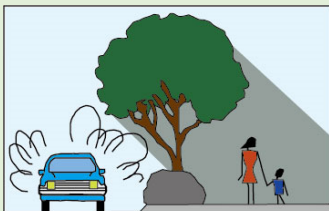
すなわち、緑の機能を次のように6つに分け、それぞれの機能から、総合計画等上位計画で挙げられる課題、方針に対し、実現可能なまちづくり像を描くことで、緑のまちづくり将来像とします。

<緑の機能>

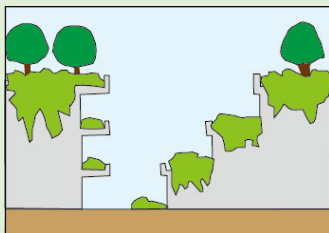
- 1 住環境の向上
- 2 美しい景観の形成
- 3 健康・レクリエーション
- 4 まちの防災・減災
- 5 生物多様性の確保
- 6 交流・コミュニティの育成

緑の機能

1 住環境の向上



気温の緩和、大気汚染の浄化



省エネルギー化に寄与

緑で描く「播磨町」

●緑に包まれたまち

- ・大中遺跡公園、であいのみち、土山駅周辺の緑、行政界の市街化調整区域の農地、工場地帯の緑からなる「緑の帯」によってまちが包まれています。
- ・これらとともに、まちの中心を流れる喜瀬川、幹線道路（明姫グリーンロード等）の「水・緑軸」によって、本町の緑のネットワーク骨格が形づくられています。

●ヒートアイランドを軽減する風が通るまち

- ・喜瀬川は「水・緑軸」として、良好な河川環境が形成され、緑化された土山新島線・新島中央幹線とともに、市街地の大気を冷やす「海の風みち」ともなり、涼やかな風をまちに通しています。
- ・まちを包む「緑の帯」とまちに風を通す「海の風みち」、さらに市街地内部に点在する農地やため池によって、ヒートアイランド現象が緩和され、真夏日と熱中症の発症が抑えられています。

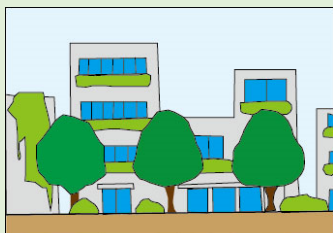
●まちと生きるため池

- ・親水公園として整備された「石ヶ池」、本町のため池まちづくり活動を先導する「北池」、土山新島線と浜幹線の交点に位置し景観的に意義の高い「向ヶ池」、周回通路等が整備された「大池」等のため池は、「水辺の拠点」として「まちと生きるため池」として、にぎわいやコミュニティ交流の場としても活用されています。

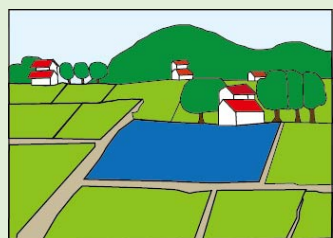
●緑豊かな住宅地

- ・住宅地の敷地面積が比較的狭く、住宅地の緑は豊かとは言い難い状況でしたが、地区計画等の導入や住民による緑化活動により、緑豊かな美しさと防災性を高めた住宅地が広がりつつあります。

2 美しい景観の形成



都市景観に風格を与える

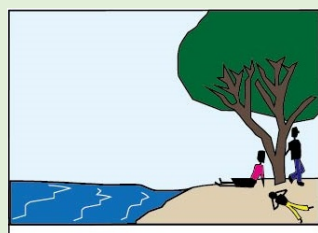


ため池の風景形成

3 健康・レクリエーション



運動・遊びの場



休養・休息の場

●魅力あるまちの玄関口

・土山駅を中心にした「にぎわい拠点」と播磨町駅周辺の「シビック拠点」は、本町の玄関口として、花と緑で彩られた、魅力ある空間となっています。

●緑の潤いのある住宅地

・緑化された駐車場や花々を楽しむ、緑の潤いのある住み続けたい住宅地があります。

●ため池の風景形成

・ため池は、本町の景観を特色づけ、地域の風景を形づくるまちの環境財です。
・行政や各種団体の協働による取り組みにより、ため池がまちの誇りとなる風景として再生され、ため池がまちなかに息づくようになってきています。

●誇りの木

・緑は地域に愛着をもたらせる要素となるものです。地域の誇り、地域に愛着をもたらす緑を保全し育てるために、樹木保存や新たな高木の植栽等が行われています。

●まちのにぎわい

・「歴史文化とにぎわいの緑の拠点」「スポーツとにぎわいの緑の拠点」「はたらく場の緑の拠点」の3つ緑の拠点は、適切な維持管理と運営がなされ、多様な年齢層により活発に利用されています。

●地域に開かれた「ため池」と「農地」

・ため池や市街地農地の積極的な保全活用が図られ、地域のニーズに応じた緑空間として活用されています。
・身近な地域に開かれた緑空間が確保されたことで、緑の満足度も高まっています。

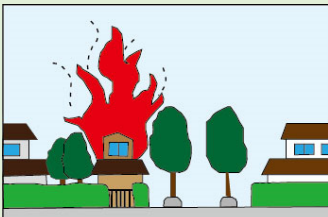
●回遊性のある緑

・喜瀬川や幹線道路の水や街路樹による「緑のネットワーク」が形成され、「回遊ネットワークルート」では、川やため池、海などの水辺とともに、住民の方々が沿道を彩る木々や花々を楽しめる、歩いて楽しい花の回廊となっています。

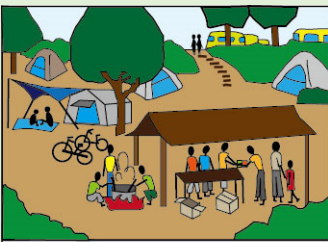
●海の「水辺の拠点」

・臨海部の港、公園等は海の「水辺の拠点」として花緑で彩られた、本町の新たなレクリエーションスポットとなっています。

4 まちの防災・減災



延焼の遅延や防止



災害時の避難場所

●緑の帯

・工業地帯の緩衝緑地、浜田公園等の都市公園や広場、道路沿い緑地のほか、工場敷地緑化等により、海岸線に「緑の帯」が築かれています。

●幹線道路や河川の緑

・緑化された幹線道路や河川は「水・緑軸」として、延焼や家屋の倒壊による避難路の遮断を防いでいます。

●市街地農地やため池の緑

・市街地農地やため池は、市街地にゆとりをあたえ防災・減災に貢献するものであり、防災上の観点からも保全活用がなされています。
・水辺利用の増進に伴う事故防止のため、学校や地域における環境学習も行われています。

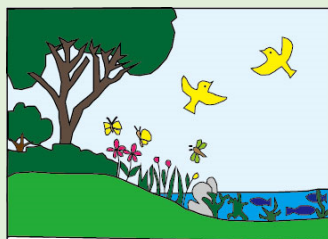
●地域防災拠点等としての緑

・地域防災拠点および一次避難地として位置づけられる公園は、それぞれ防災活動、避難地としての機能が確保強化され、また避難訓練等が行われています。

●避難路としての緑

・生垣助成等を利用して住宅の緑が増え、避難路となる道路の防災性を高めています。

5 生物多様性の確保



生物の生息環境

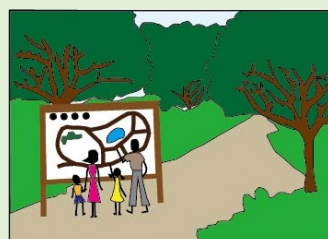
●ため池の生物多様性

・ため池は生態系における重要な環境財です。水利組合やいなみ野ため池ミュージアム等の各種団体、地域住民、行政が協働し、ため池周囲の緑づくりとともに、水際の環境が連続的に移行するエコトーンの形成が進められています。
・また貴重種の保護活動や、水質浄化、外来種の駆除等の活動が行われ、学校や地域での環境学習の場となるとともに、生息確認種数が増加しています。

●公園緑地での環境活動

・公園緑地では、管理者と地域住民が協働して、様々な環境保全や環境学習の活動が行われています。

6 交流・コミュニティの育成



散策・自然学習の場

●子育ての場

・公園では、子どもを連れた家族が自然と集まり、子育ての場として機能しています。

●公園のバリアフリー

・公園のバリアフリー化が進み、あらゆる人が集える場となっています。

●地域コミュニティ育成の場

・公園緑地や農地、ため池は、地域交流の場と機会を提供し、主体的にまちづくりを担える地域コミュニティへと展開しています。

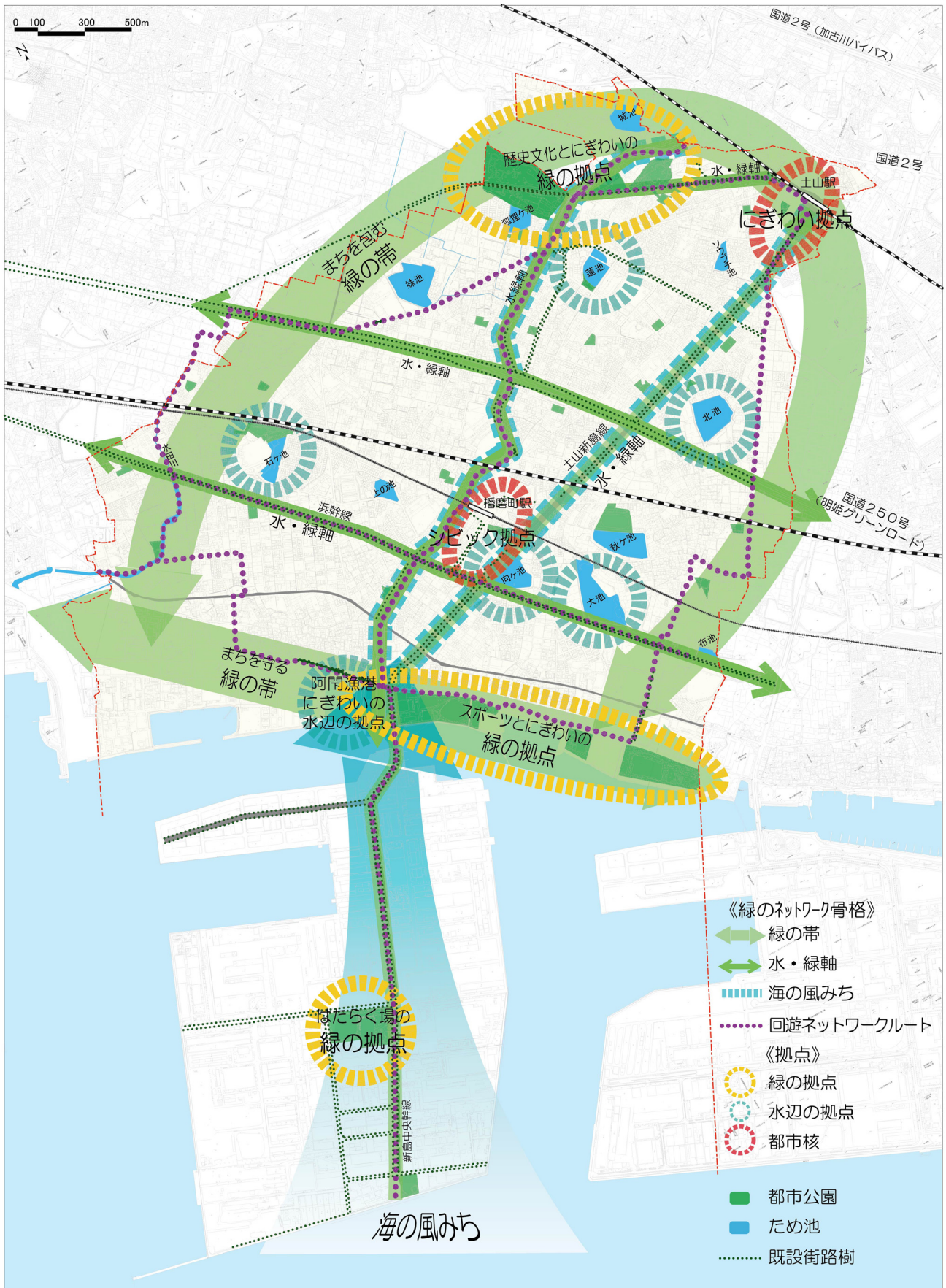


図3-1 緑の将来像

5. 緑のまちづくりの目標

緑のまちづくりの目標として、「緑被率」と「一人当たり都市公園面積」、「緑視率」を量的目標の指標とし、成果目標については、住民アンケート調査による「緑の満足度」と「共有の緑の関わり」を指標として、緑のまちづくり目標を設定します。

(1) 緑の量的目標

① 緑被率（都市計画区域）

居住地域において、より効果的に緑を保全していくため、都市計画区域における緑被率を指標とします。開発を進める中でも地区計画等の地域が一体となった緑化を進めることや、駐車場緑化や農地の利活用等によって、緑を確保することに努め、緑被率の現状維持をめざします。

都市計画区域の緑被率

現状: 23.8% → 将来: 現状維持

② 一人当たりの都市公園面積

(都市計画区域)

都市計画区域における一人当たりの都市公園面積は、現状 10.26 m²/人です。都市公園法施行令（第 1 条の 2）に記載される、都市公園面積の標準 10 m²/人を満たし、一定の整備が図られてきたことから、今後は維持管理および質の向上、利活用の増進に力点を置くものとします。

一人当たり都市公園面積 (都市計画区域)

現状: 10.26 m²/人 → 将来: 現状維持

③ 緑視率

緑視率調査の既往調査結果はありませんが、住民が実感できる目標、住民とともに検証できる指標として、今後、緑視率調査等を検討します。

(2) 緑の成果目標

① 緑の満足度

平成 27 年に実施した「緑に関する住民意識調査」において、緑の満足度は、「満足」「まあまあ満足」と回答した住民割合は 31.4%でした。今後、適切な維持管理やイベント等を通じた緑へのふれあいの確保等により、緑に対する満足度を約 1 割向上することを目標とします。

緑の満足度

現状: 31.4% → 将来: 40%

② 共有の緑の関わり

同住民意識調査では、学校や公民館、歩道等の緑の保全や育成に参加する住民割合は 1.5%程度、公園や河川、道路等の除草清掃活動は 21.5%等となっています。今後、様々な形で、まちの緑へ参画する住民を増やし、現状値以上をめざします。

共有の緑の関わり

現状:
○学校や公民館、歩道等で花や樹木を育てる: 1.5%
○身近な公園・道路・河川等の除草清掃活動を行う: 21.5%
○近くにある樹林地等の維持・管理活動を行う: 2.4%
○緑化イベント等に参加する: 6.5%

将来: 現状値以上



1. 基本方針と施策体系

「緑のまちづくり将来像」を実現するため、次の6つを基本方針とします。

基本方針	
1. 緑豊かな住環境を育む	本町の人口は、現在約3万4千人を維持していますが、今後、日本全体で人口が減少することが推計されており、本町も人口減少は避けられない状況となっています。このような中、人口減少の歯止めのためにも住み続けたい、美しい緑の住環境づくりを進めます。
2. 市街地の ため池・農地を守り活かす	市街地に残された「ため池」や「農地」は、景観、環境、防災、コミュニティ育成等、都市のゆとりを支える、本町の大切な環境財として機能しています。これらを積極的に守り活かし、住民とともに、水と緑の潤いのあるまちを育みます。
3. 事業地等の 適切な緑化を進める	本町は、町面積の約3分の1を臨海工業地帯が占めています。工業と住宅地が共存するまちとして、海岸線の緑地帯を、大気汚染等の環境圧*や津波等の自然災害から、まちを守る緑の帯として維持するとともに、開発に際しては、法令により適切な緑化を進めます。
4. 緑の骨格を強める	本町は、市街化調整区域の農地等のまちを包む「緑の帯」、喜瀬川と幹線道路等による「水・緑軸」、「大中遺跡公園を中心とした北部エリア」「浜田公園と望海公園を中心とした臨海のエリア」「新島の中央に位置する新島中央公園」の3つの「緑の拠点」、駅周辺の「都市核」によって、緑の骨格が形成されています。 それぞれの適切な維持管理により良質な緑を確保するとともに、回遊性を高めるなど、利活用の増進を図ります。
5. 公共の緑を高める	学校や庁舎等の公共施設において、芝生やピオトープ等緑地の設置、緑のカーテン等による壁面緑化、また施設外周の地域と連携した花壇づくり等を進め、緑の量と質を高めます。
6. 協働体制を高める	豊かな環境で満たされたまちを築くため、本町で暮らし、活動する様々な団体や人々がつながりを持ち、互いに力を寄せあう、協働の体制づくりを進めます。

*環境圧:生物がその生存をおびやかされるような、自然や社会の環境から受ける圧力

各基本方針に対する取り組み方針を下記の通りとします。

類型	基本方針	取り組み方針
1. 面的 緑化推進	(1) 緑豊かな住環境を育む	① 規制誘導制度による面的な緑化誘導 ② 助成制度による緑化推進 ③ 緑化および保全の啓発
	(2) 市街地のため池・農地を守り活かす	① ため池の保全と活用の推進 ② 農地の保全と活用の推進
	(3) 事業地等の適切な緑化を進める	① 規制誘導
2. 骨格 形成	(4) 緑の骨格を強める	① 水と緑の拠点づくり ② 水と緑の軸づくり ③ 緑の帯づくり ④ 水と緑のネットワーク化推進
	(5) 公共の緑を高める	① 質の向上 ② 緑化の推進
3. 体制	(6) 協働体制を高める	① 協働の体制づくり ② 担い手の育成

2. 実現への取り組み

(1) 緑豊かな住環境を育む

① 規制誘導制度による面的な緑化誘導

■ 地区計画制度を活用した緑化誘導

<継続・拡充施策>

現在、本町では2つの地区について、地区計画を定めています。これらの地区においては、最低敷地規模や建ぺい率、壁面後退についての基準に加え、接道部に関して、生垣もしくは透過性のある高さ 1.2m以下の柵とすることを定めています。これは、緑豊かなまちなみの形成と地震時の倒壊防止を目的に盛り込まれたもので、これにより、建築物の新增改築ほか、柵等の設置に際しても、届出を求めています。

今後も、緑豊かな住宅地の保全形成のため、緑化率条例制度の導入検討等、地区計画制度を活用したまちづくりを推進します。

■ 「環境の保全と創造に関する条例」に基づく

建築物の新增改築に際する緑化基準による誘導

<継続・拡充施策>

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成 18 年 3 月改正、以下「県環境条例」と記す）により、市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物およびその敷地の緑化を義務づけています。

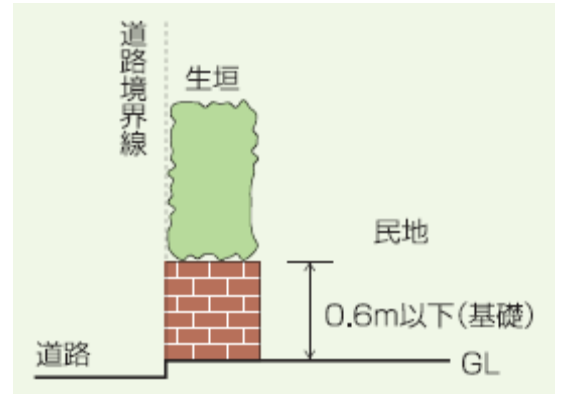
今後も、本条例に基づき、緑化を適切に誘導します。

■ 「播磨町開発指導要綱」に基づく緑化誘導

<継続・拡充施策>

本町の開発指導要綱により、開発事業区域の面積が 3,000 m²以上の場合、3%以上の公園緑地等の設置を求めています。また、計画住宅戸数が5戸以上の建築行為に対して、一区画の面積規模に基準を設け、建築基準法の建ぺい率とともに、空間の確保を図っています。

新たな開発にあたっては、今後もこれらの基準に基づき、特定行政庁の県とともに緑地の確保を図ります。



地区計画による生垣誘導



駐車場の緑化事例



開発により設置された公園

②助成制度による緑化推進

■生け垣づくり補助金交付制度の活用促進

〈継続・拡充施策〉

本町では、目にふれる緑を増やし安全で快適なまちづくりを進めるために、住民が道路に接した敷地に生け垣を設置する場合、既存塀の撤去費用等を含め、費用の一部を補助する「生け垣づくり補助金」を交付する制度を設けています。

今後も本制度によるまちなみ緑化を推進するとともに、積極的に広報を行い、制度の活用を促進します。また、駐車場緑化や独立木（中高木）植栽、壁面や屋上緑化等、制度拡充について検討します。



生け垣づくり補助金交付制度による生垣整備

■県民まちなみ緑化事業の活用 〈継続・拡充施策〉

兵庫県では、住民等による植樹や芝生化等の一定規模以上の緑化活動に対して、資材費や施工費を補助しています。これまで本町では、駅前広場等の公共空間の緑化や、校庭園の芝生化等を行ってきました。

平成 28 年度からは、校庭園の芝生化でポップアップ式スプリンクラーを設置する際の補助額加算等の維持管理に関連する制度拡充も行われており、今後も積極的に広報を行い、制度の活用を促進します。



校庭の芝生化

③緑化および保全の啓発

■保存樹制度の導入検討 <新規施策>

本町には、「樹木保存法」や条例に基づく、保存樹や保存樹林の指定はありません。今後、貴重な樹木等緑資源に関する参加型調査の実施や、それらを保全する保存樹制度を検討します。

■緑のカーテンの推進 <継続・拡充施策>

本町では、地球温暖化防止対策の一環として「緑のカーテン」を、播磨圏域連携中枢都市圏の8市8町とともに推進しており、緑のカーテン栽培講習会、緑のカーテンコンテスト、写真展等が開催されています。

今後も、このような取り組みを実施、支援します。

■住民による緑化活動の啓発 <新規施策>

住民自らが自分たちの身の回りの緑化に取り組む活動を啓発します。

例えば、玄関にプランターを設置したり、自分たちでもできるガーデニング等への取り組みを啓発します。また、お互いの庭を訪れるオープンガーデン等の取り組みを支援します。



町指定文化財 二子住吉神社クスノキ



緑のカーテン（地域連携交流施設）



玄関先のプランター緑化

(2) 市街地のため池・農地を守り活かす

①ため池の保全と活用の推進

■ため池の保全活用

<継続・拡充施策>

本町にある 12 のため池のうち、狐狸ヶ池、石ヶ池、蓮池の3つのため池は、都市公園として整備され、水辺の憩いの場となっています。ため池は、生物多様性の確保や景観の形成、交流活動の場としての役割のほか、洪水調節機能による災害防止等の公益的な役割も果たしています。

ため池は生態系における重要な環境財であることから、ため池を活用した環境学習や、水質浄化、外来種の駆除等の環境保全活動による生物多様性の確保や環境整備を関係者ととも推進します。



親水公園として整備された狐狸ヶ池

■播磨町ため池協議会の支援

<継続・拡充施策>

北池、大池、妹池の3つのため池において、地元自治会等と水利組合でため池協議会が結成され、花壇づくりや清掃活動のほか、バードウォッチング等の環境学習等が実施されています。

ため池協議会は、地域主体のまちづくりや環境保全の担い手となる枠組みであり、町としても、地域活動促進の一環として積極的に支援を行っていきます。



北池バードウォッチング

②農地の保全と活用の推進

<継続・拡充、新規施策>

現在、JA 等により市民農園の整備がされていますが、平成 28 年 5 月に「都市農業振興基本計画」*が策定されたことを踏まえ、市街化区域の農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として、町の環境財として改めて見直し、農作業体験の場やコミュニティの場等の農地の保全活用を検討します。



町内の「市民農園」

*都市農業振興基本計画:都市農業振興基本法(平成 27 年法律第 14 号)に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定める計画です。

(3) 事業地等の適切な緑化を進める

①規制誘導

■「環境の保全と創造に関する条例」に基づく 建築物の新增改築に際する緑化基準による誘導 〈継続・拡充施策〉

兵庫県では県環境条例により、市街化区域内で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物およびその敷地の緑化を義務づけています（再掲）。

今後も、本条例に基づき、緑化を適切に誘導します。



商業施設の壁面緑化

■「工場立地法」に基づく特定工場に対する緑化誘導 〈継続・拡充施策〉

「工場立地法」では、敷地面積 9,000 m²以上もしくは建築面積 3,000 m²以上の特定工場に対し、敷地面積の 20%以上の緑地面積の確保を義務づけています。

本町では、住宅のない新島・東新島においてのみ、平成 28 年 4 月から工場立地法に基づく緑地基準を 1%に緩和しています。

今後、景観や生態面での緑の質の向上や敷地外緑地の確保、グリーンエネルギーの導入、企業の森等地域貢献活動や基金等、緩和する緑地面積に見合った緑の確保や地域貢献等を適切に誘導します。



工場の緑地

(4) 緑の骨格を強める

①水と緑の拠点づくり

■住民との協働による維持管理

<継続・拡充、新規施策>

「緑の拠点」「都市核」「水辺の拠点」と位置づける公共施設の適切な維持管理を実施します。維持管理にあたっては、維持管理のための基準づくりを行います。

また、「野添であい公園」では、コミュニティ花壇において、「花と緑で飾るまちづくり補助金」を利用して、住民との協働による維持管理を実施しています。今後、このような住民との協働による維持管理の拡大を検討します。このほか、都市緑化・公園管理基金の設置等財源確保の方策を検討します。

一方、本町では、平成26年3月に「公園施設長寿命化計画」を策定し、公園施設の更新について検討を進めてきました。

公園施設においては、施設の安全性の強化、将来の改築・更新に係るコストの縮減と平準化および長寿命化、利用の変化への対応に鑑み、適切な更新を図ります。

■利活用の増進 <継続・拡充施策>

現在、北部の緑の拠点である「野添北公園」においては、緑化イベントを実施しています。また水辺の拠点である「石ヶ池公園」「野添であい公園」「野添北公園」の3箇所にパークセンターを併設し、茶室、喫茶コーナー等の交流施設を有し、住民の憩いの場、交流の場として機能しています。一般的に火気厳禁が多いなか、南部の緑の拠点「望海公園」、北部の緑の拠点「野添であい公園」にはバーベキューサイトも整備され、幅広い層に利用されています。このほか「野添北公園」のピオトープでは、公園管理団体と活動団体との協働によりホタルの育成が行われています。

本町では、身近な住区基幹公園が多様なニーズを受け止めており、本町の強みの一つとなっています。今後一層、子どもから高齢者までの多様なニーズを受け止め、住民との協働による適正な維持管理とともに、公園マネジメントを重視し、ストックの更なる活用方策を検討します。



コミュニティ花壇（野添であい公園）



野添北公園での緑化イベント



野添であい公園のバーベキューサイト

■防災機能の強化 <継続・拡充施策>

本町では、都市公園を一時避難地とし、「浜田公園」「野添北公園」「大中遺跡公園」については、広域避難地と位置づけ、「野添北公園」と「大中遺跡公園」は、「津波避難目標地点」として位置づけています。

都市公園においては、既に石ヶ池公園パークセンター内に整備している防災倉庫のほか、駅利用者および近隣住民の防災拠点として、土山駅南ガーデンプラザを整備しており、これらの防災機能の維持強化を図ります。また防災情報の周知とともに、適宜、防災訓練を実施します。



土山駅南ガーデンプラザ

②水と緑の軸づくり

■水・緑軸の強化 <継続・拡充施策>

本町では、公共施設の立地する街路や駅へのアクセス道路において、花木や草花の植栽によるフラワーロードづくりを進めており、これまで整備してきた植栽帯の適切な維持管理を実施します。

また、喜瀬川および水田川では、遊歩道等の整備を進めてきました。今後も適切な整備と維持管理を行い、住民と協働して美化活動等を推進します。



であいのみち



遊歩道が整備された水田川

③緑の帯づくり

■市街化調整区域の農地の保全

<継続・拡充施策>

本町には農業振興地域として指定された区域はありませんが、市街化調整区域の農地は、食料の安定供給だけではなく、まちを包む環境緑地として公益的な機能を果たしています。

市街化調整区域の農地保全を、農業者だけではなく行政や住民等の共通課題として、意欲の高い農業者への支援や賃借のほか、地域とともにその保全活用のあり方を検討します。



市街化調整区域の農地

④水と緑のネットワーク化推進

■道路緑化の推進 <継続・拡充施策>

本町は、まちづくりの基本的考え方として「歩行者と自転車重視のまちづくり」（都市計画マスタープラン、平成24年）を掲げています。このまちづくりを緑の視点から推進するため、今後も道路事業に併せて適切に道路緑化を行います。



クロガネモチの並木が続く土山新島線

■ネットワークを活用する各種イベントの開催

<継続・拡充施策>

本町では、都市計画マスタープランにおいて、自然環境を楽しむ回遊ネットワークルートを定めています。また、町内には、石碑等の文化財が多く、遊歩道も整備されており、郷土資料館では、歴史散策コースを設定しています。

ルートの利用を高め、ため池や公園、史跡等の緑を資源として周知するため、積極的な広報とともにウォーキング等のイベントを実施します。



まち歩きを促すガイドブック

(5) 公共の緑を高める

①質の向上

■適切な維持管理 <継続・拡充、新規施策>

既存の公園緑地を適切に維持管理します。一方、公民館等の公共施設の指定管理者を対象とした、植栽管理やデザインの講習会の開催等により、地域の先導的な緑化モデルとして公共施設の緑の質を高めます。



指定管理者による公園管理

②緑化の推進

■公共施設の緑化推進と緑とふれあえる機会の提供 <継続・拡充、新規施策>

公共施設においては、県民まちなみ緑化事業助成対象である、校庭および公共施設駐車場の緑化を検討します。

また、公共施設の屋内空間における緑を増やし、緑にふれあう機会を増進します。



緑に包まれた屋内ベンチの事例（大阪府豊中市）

■民有地等を活用した公共緑地の検討 <新規施策>

少子高齢化、人口減少等に伴い、空き地や空き家が増加しています。空地等の増加を考慮し、市民緑地制度や借地公園制度等*を活用し、民有地等を活用した緑地整備を検討します。

*市民緑地制度や借地公園制度等:参考資料参照



市民緑地の事例（大阪府松原市）

(6) 協働体制を高める

①協働の体制づくり

■緑化推進支援団体の設置 <新規施策>

今後さらに住民等の緑化活動を活性化するためには、行政と地域の間にとって、地域における様々な団体の活動や団体間の連携を支援する中間支援団体の設置が求められます。こうした中間支援団体として、(一財)播磨町臨海管理センターや播磨町花と緑の協会を位置づけ、講習会の開催や情報技術の提供、住民による緑化活動の発信、住民から譲り受けた不要樹木の配布、公園等で採取された種や挿し木の配布、農作業体験の提供、住民や事業者と活動地のマッチング等を通じて、住民の緑化活動を推進します。

②担い手の育成

■環境学習の推進 <継続・拡充施策>

蓮池小学校は、兵庫県教育委員会が行う、環境教育で特色ある優れた実践を行うグリーンスクールとして、平成24年度の表彰を受けました。これはホテルを出発点に、アサガオやトマト等の栽培・観察を行い、身近な里山で四季の移り変わりを観察するなど、発達段階に応じた環境学習に取り組んでいることが認められたものです。

今後も、こうした緑を含めた環境学習を推進します。

■問題意識の啓発 <新規施策>

本町の緑の状況を住民が気づき、検証する機会として、緑化推進支援団体を通じた住民参加による緑視率調査の実施を検討します。

また他市町の緑化活動団体との交流、見学会の開催等により、緑化活動団体の活性化を図ります。



緑化活動団体による花苗の栽培



喜瀬川での環境学習



緑視率計測のイメージ
(上記では緑視率が約20%と計測されます。)

■緑化リーダーの掘り起こし、活動のきっかけづくり ＜継続・拡充施策＞

兵庫県では、地域における花緑活動のリーダーとして実践活動や人材育成に取り組む人に「花緑いっぱい運動推進員」を委嘱する制度を有しています。

今後、このような制度を適切に活用するとともに、緑化活動に携わる人と人とのネットワーク化を図り、また緑化リーダーを掘り起こすため、町内の緑化活動関係者のワークショップ、交流会等の開催を検討します。



緑化活動団体による講習会の実施



1. 推進体制

「緑の基本計画」の推進には、住民、事業者、行政等様々な主体の協働が必要です。住民等と協働の点検評価等を交え、情報や成果の共有を図りながら、協働を基本として緑のまちづくりを推進します。

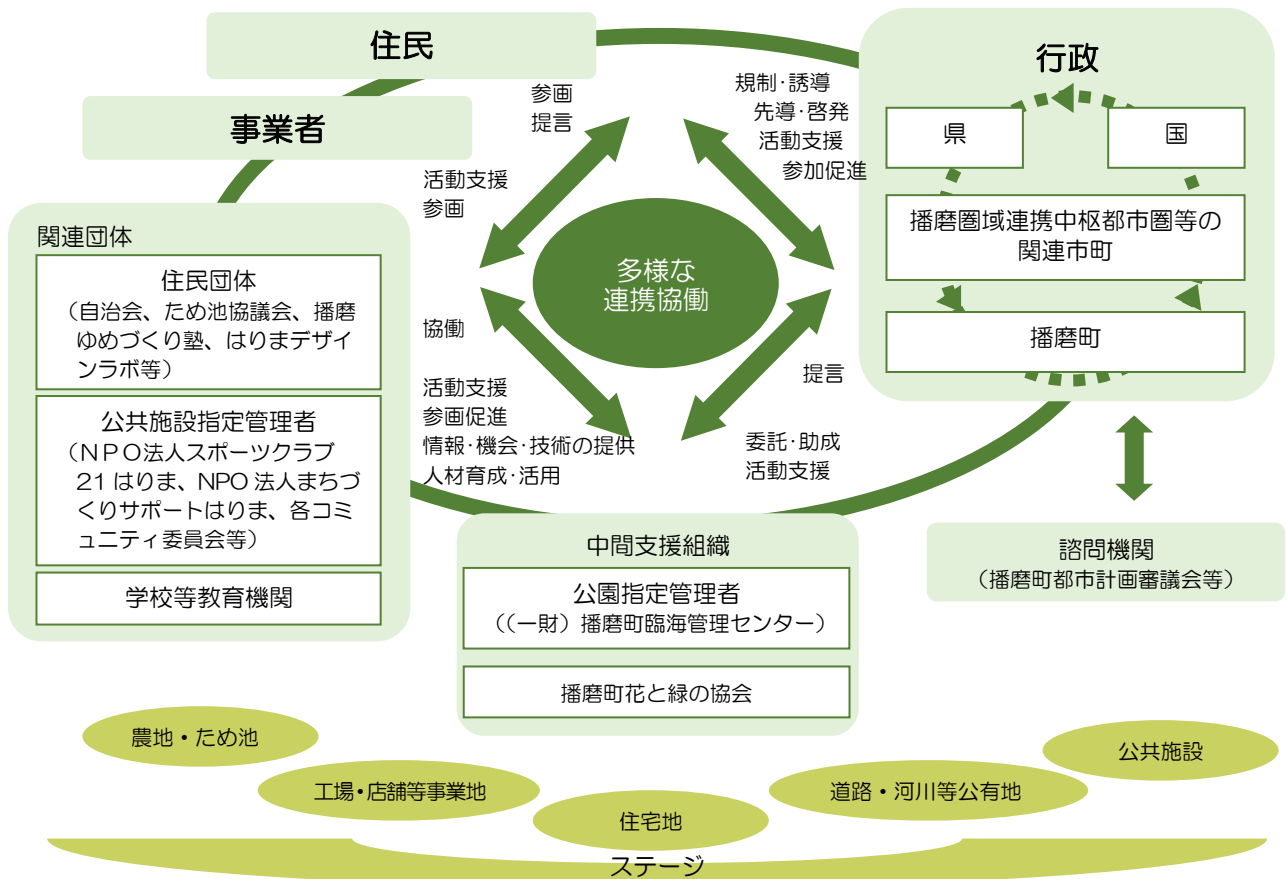


図 5-1 推進体制

2. 点検と見直し

この計画の推進にあたっては、その進行管理を適切に行うため、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルを進め、定期的に各施策の進捗状況の点検を行います。

計画の見直しについては、中間年次にあたる平成 40 年、計画期間の最終年度にあたる平成 50 年に、目標の達成状況を評価し、必要に応じて見直しを行います。

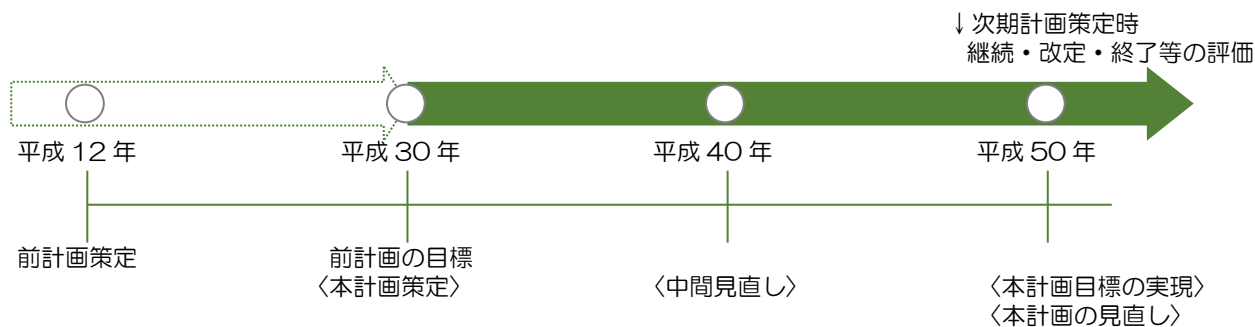


図 5-2 点検と見直し

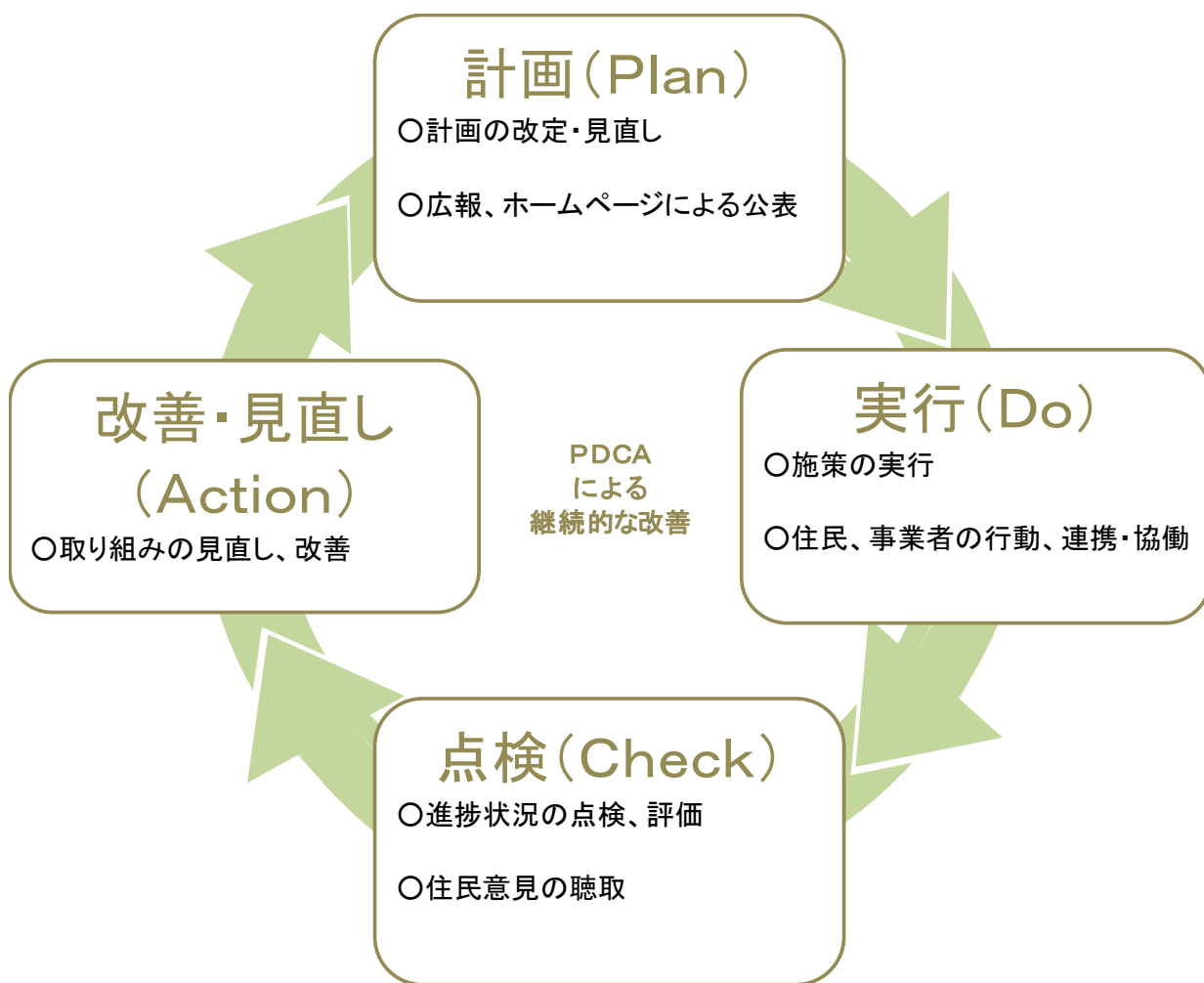


図 5-3 PDCAサイクル

参考資料. 民有地の緑化推進に関する諸制度

分野	目的	規制 自主	制度名 (根拠法)	概要
都市公園の整備等	公園の確保	◇自主	借地公園制度 (都市公園法第16条)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園や緑地等の整備について、公園管理者が土地所有者との貸借契約により土地物件に係る権限を借り受けて都市公園を開設する制度。 都市公園法改正により、借地期間の満了の際に都市公園の廃止が可能となった。 補助率：施設費1/2 〈インセンティブ〉 税制優遇：無償貸付の場合、固定資産税、都市計画税が非課税。20年以上の契約等の場合、相続税4割評価減。
民有緑地等の保全	民有地の保全公開制度	◇自主	市民緑地制度 (都市緑地法第55条)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者と地方公共団体等が契約し、屋敷林等の民有緑地を地方公共団体等が管理し、地域住民に公開する制度。 都市計画区域内の300㎡以上の土地や建築物が対象。契約は5年以上。企業敷地内緑地等の指定も可能。2ha以上の場合、施設整備の国庫補助あり。生産緑地地区内は市民緑地対象外。 〈インセンティブ〉 管理負担の軽減。 税制優遇：無償貸付の場合、固定資産税、都市計画税が非課税。20年以上の契約等の場合、相続税2割評価減。
	樹木の保存	■規制	保存樹木 (樹木保存法)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内において、美観風致を維持するため、市町村長は、樹木または樹木の集団を保存樹または保存樹林として指定することができる。 多くの自治体では、別途、保存樹木条例等を設け、1本当たり、もしくは面積(㎡)当たりに対して、管理補助金を交付して、保存に対する支援を行っている。
民間建築物における緑化推進	民有地緑化の誘導	◇自主	緑地協定制度 (都市緑地法第45条、第54条)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内における相当規模の一団の土地または道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全または緑化に関する事項を協定する制度。 所有者全員の合意による「全員協定」と、開発事業者が分譲前に定める「一人協定」がある。協定を締結し市町村長の認可を受け、緑化に関する事項等を定める。 横浜市、福岡市では、これに連動して緑地協定区域緑化補助制度を設け、助成措置を講じている。 〈メリット〉 関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ、地域の環境・景観レベルが向上。

開発時の 建築敷地 への緑化 義務づけ	■ 規制	緑化地域制度 (都市緑地法 第34条)	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。 ・義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000 m²以上の建築物の新築または増築。市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300 m²まで引き下げることができる。 ・指定対象：「用途地域が指定されている区域内」で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。
	■ 規制	地区計画等緑化率条例制度 (都市緑地法 第39条)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が地区計画等の区域内において、「地区計画等緑化率条例」を定めることにより、建築物の緑化率の最低限度を定めることができる制度。緑化地域制度同様に、建築物の新築等に際して、一定割合以上の緑化を義務づけることができる。
民有地緑化の社会貢献を認定する「緑の認定」	◇ 自主	社会・環境貢献緑地評価システム SEGES: シージェス —	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)都市緑化機構が、企業等によって創出された良好な緑空間とそこでの活動を評価・認定する制度。 ・既存緑地版認定「そだてる緑」、都市開発版認定「つくる緑」、都市のオアシス認定「たのしむ緑」の3つがある。 ・緑地面積 300 m²以上の民間が所有する土地で、緑地の保全・創出活動に取り組んでいる企業、財団・社団法人等の事業者や市民団体等を評価対象とする。
民間による緑地保全推進	◇ 自主	緑地管理機構制度 (都市緑地法 第68条)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体以外のNPO法人等の団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを進めようとするもの。 ・緑地管理機構は、都道府県知事が指定。 ・業務内容：管理協定に基づく緑地管理、市民緑地の設置や管理、緑地の買い取りおよび買い取った緑地の保全等。(メリット) ・NPO法人等の組織が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能。 ・緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れる場合、地方自治体が買い入れるのと同様の優遇措置がある。

■：規制誘導 ◇：事業者、土地所有者等との自主協働取り組み



町の花「菊」

町を象徴する「菊」は、優雅で気品に富み品種も多く、広く親しまれている大衆花です。未来に向かって住民とともに躍進するにふさわしいものといえます。



町の木「松」

町を象徴する「松」は、かつて白砂青松の海岸美を誇った木です。濃い緑を保ち大地にしっかりと根を張り天に向かって立つ松は姿は、本町の発展を表しています。

播磨町 緑の基本計画

～ふるさとの“緑”をみんなの手で～

作成：平成 29 年 3 月

発行：播磨町都市計画グループ

連絡先：〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 30 号

電話番号：079-435-0355(代表) ファックス：079-435-3398